

## 白井市障害者計画等策定委員会平成 28 年度第 11 回会議 会議要録

1. **開催日時** 平成 28 年 2 月 8 日（月） 午後 2 時 00 分より
2. **開催場所** 保健福祉センター 2 階 研修室
3. **出席者** 竹原委員、林委員、吉田委員、亀山委員、黒澤委員、福岡委員、中村委員、梨本委員、宮沢委員、鶴岡委員、松本委員、上野委員、高柳委員、堀切委員
4. **欠席者** 吉武委員
5. **事務局** 日野
6. **傍聴者** 0 名
7. **議題**
  - ①「第 10 回策定委員会 会議要録」について
  - ②白井市障害者計画（素案）に対するパブリック・コメント募集結果について
  - ③白井市障害者計画（案）について
  - ④その他

### 8. 資料

- ① 白井市障害者計画等策定委員会平成 27 年度第 10 回会議 会議要録（資料 1）
- ② 白井市障害者計画（素案）に対するパブリック・コメント募集結果について（資料 2）
- ③ 白井市障害者計画（案）について（資料 3）

### 9. 議事

◇開会（事務局より）

◇事務局からの報告事

- ・出席者および配付資料の確認

◇第 11 回白井市障害者計画等策定委員会

#### 1 委員長あいさつ

- ・竹原委員長からあいさつがあった。〔大要〕

皆さんお久しぶりです。昨年末に厚生労働省が、障がい者とそのご家族の高齢化・重度化に対応するために、現在の仕組みをいくつか改め、次の国会で提案することを示しました。現在分かりにくい点としては、障害者サービスと介護保険との関係があります。介護保険優先となっておりますが、介護保険の自己負担額は 1 割、所得があると 2 割ですので、介護保険が優先だからといって、障害者サービスから即介護保険に移行すると現実的に色々な問題が出てくるのではないかと思います。ここ数年、障害者をめぐる制度が色々変わっている中で、ご本人や事業所はご苦労されているかと思えます。この機会に情報等を皆様方で共有していきたいと思っています。市としては、

本日の第 11 回会議で障害者計画の内容をほぼ固めるスケジュールだと聞いていますので、実際に皆様からご意見をいただくのは今回が最終の機会になります。3月にも委員会の開催を予定してはおりますが、是非皆様方からの積極的なご意見を頂戴できればと思います。よろしくお願い致します。

## 2 議題

### (1)「第 10 回策定委員会 会議要録」について

- ・ 事務局より資料 1 の説明があった。

委員長 前回の会議要録について、皆様から何かご意見等がありますか。もしご意見が無ければ情報公開をさせていただくということでよろしいでしょうか。

委員 (承認)

委員長 それでは、議題 2 に移らせていただきます。

### (2) 白井市障害者計画（素案）に対するパブリック・コメント募集結果について

- ・ 事務局より資料 2 について説明があった。

委員長 ただいま事務局の方から、白井市障害者計画（素案）に対するパブリック・コメントと市の対応について説明頂きました。何かご意見等がありますか。

委員 寄せられたコメントはお一人の方から 3 件ということですが、どう見ても少ないと思います。パブリック・コメントは他の市町村を見ても、必ずしも多くはないですが、同じ手続きをとっている介護等、他の事業計画ではどのくらいご意見が寄せられているのか、もしくはなぜご意見が少ないのかということをご教示いただければと思います。

事務局 今回、市では障害者計画の素案とともに、健康課で策定している計画についてもパブリック・コメントをかけました。健康課の計画に関しましては、意見はございませんでした。前回の第 4 期障害福祉計画についても、こどもプランと介護関係の計画と一緒にパブリック・コメントをかけましたが、ご意見をいただいたのは障害福祉計画のみだったと聞いております。

委員長 障がい者には情報のバリアが大きな課題としてあります。その点について、きめ細かく色々な方法を考える必要があると思います。

委員 白井市の状況は分かりました。近隣の市のパブリック・コメントの反応はどうですか。白井市の住民の関心が薄いのか、政策について特に問題がないのか、他市の様子を知りたい。

事務局 申し訳ございません。近隣の状況については調査しておりませんので、この場で回答することができません。

委員 前年度の基本構想に対する業務計画や環境計画等でもパブリック・コメントを募集していましたが、大体は既にある意見なので取り入れられませんでした。このよ

うに、出しても意味がない、つまらないと感じてしまいます。10 年位前までは結構やりとり出来ていた感じがしますが、今はほぼ全て反映されないの意見を出す気もしません。市の姿勢がどうなのか気になりますね。今も政策委員会での決定事項を報告されても、期限が切れているので意見するには遅いです。私の感じとしては、ここ 10 年程、市側の姿勢が閉鎖的になっていると思います。単なる手順として意見を募集しているだけで、実際に計画に取り入れるというのを見たことがないです。

委員長 他に何かございますか。無いようでしたら、パブリック・コメントにつきましては、報告を受けた形で情報公開を進めるということですのでよろしいでしょうか。

委員 もう決定したことですよね。

委員長 そうですね。それでは議題 2 は終了させていただきます。

### (3) 白井市障害者計画（案）について

#### ・ 事務局より資料 2 について説明があった。

委員長 前回の素案に対しまして委員の皆様から頂いたご意見と組織内部の政策会議等での意見を反映した形で、事務局からは 8 ヶ所訂正の説明と、資料等をいくつか追加したということでしたが、これにつきまして、ご意見や確認事項はございますか。

委員 本日は社会福祉課長が欠席ということですので、質問はせずに要望だけさせていただきます。先ほどの説明で、「課長は所用で欠席」というだけだったが、本来は、外部の者を集めているのに課長が欠席するというのはあり得ない話です。きちんとした理由を頂きたいが、説明出来ないのなら結構です。

では、内容に入らせていただきますが、乱丁があったというのは、第 3 章の見出しが 17 ページの次に入るということでしょうか。

事務局 おっしゃる通り、第 3 章の見出しが 17 ページの次をお願いします。

委員 次に、要望としましては、計画案をまとめて読んでみての私の感想は、社会福祉課が直接的に障がい者の方に事業を行うことに加えて、それ以外の市役所内の各課も相当、障がい者の方の支援をされていることがよくわかりました。76 ページの資料 5 の表を見ますと障害者計画等策定検討委員会には市の 12 の課が加わっておりますし、当然それ以外の課も障害者計画には携わっているということで、それだけ市は力を入れているのだと思います。そこで、この計画をしっかりとやっていただくためには、社会福祉課だけではなくて、庁内のそれぞれの課も協力していく必要があると思います。策定検討委員会は 5 回開かれたようですが、これは計画策定後も、全体として計画が進んでいるかを確認するためにも年間を通して開催する予定ですか。それとも既に今、半年に一度程度でも進捗状況の話し合い等をするのでしょうか。つまり、庁内の策定検討委員会はこの計画を作るためだけのものなのか、計画を作った後も開催して進行状況を検討し合うものなのかを知りたいです。

事務局 まず、課長の本日の欠席につきましては、本日議会の全員協議会が開かれておりまして、そこで説明する項目がございますため欠席しております。どこまで説明すれ

ばいいかの判断がつかかねておりました。申し訳ありませんでした。

もう一点の、障害者計画等策定検討委員会については、策定するための委員会となっております。進行管理については、事業を行う各課にて行い、それを社会福祉課でとりまとめ、その上で第5章にありますように地域自立支援協議会等にお諮りすることになっております。

委員 わかりました。それでは、課長の欠席について事情はわかるので、そういう場合は部長に出てもらおうとか、最悪の場合は、庁内には同じ部に課がいくつかあるそうなので、同じ部の課長に出席していただきたいです。もちろん発言はしなくても構いません。今後こういったことがありましたら、そのようにする必要があると思います。

策定検討委員会については、この計画を作るためだけのものということはわかりました。けれども私は、せっかく委員会があるのだから、新年度には、半年に1回、少なくとも1年に1回は開いた方がいいと思います。もう一つ申し上げたいのは、今回、障がい者の方の表記については法律・固有名詞等以外においては「害」をひらくということで、庁内で初めてきちんと約束事を決められて、計画案にもよく反映されています。ですが、他の課の方がこの計画そのものを見ることは恐らくないと思います。主管の計画書で正しく記載されていればいいというだけではなく、全庁を通した市役所のあらゆる行政の面で、計画に準じて表記を統一しなければならぬと思います。その意味でも、せっかく全庁にまたがる立派な委員会を作ったのですから、半年に1度程度でも開催した方がよいのではないのでしょうか。課長にお伝え下さい。「障がい」の表記については、役所として統一しないとみっともないので、何らかの方法で全庁に渡って行った方がよいと思います。

それから、資料3の77ページ「計画策定までの経過」を見ますと、7月に第2回策定委員会が開かれていますが、次の開催は5月に第7回とあり、4回分の記載が抜けています。この障害者計画に関する議題が無かったからなのかも知れませんが、開催したものは記載した方がよいと思います。もし、障害者計画の議題がなかったのなら内容の欄はその他の議題としてもよいと思います。その方が、次に計画を作る時に、これを見れば全てを把握できて良いのではないのでしょうか。要望として、課長にお伝え下さい。

事務局 平成26年度から平成27年度にかけて障害福祉計画と障害者計画という2つの計画を立てておりました。平成26年度については障害福祉計画があり、これを第1回策定委員会で障害者計画等策定委員会に委嘱しましたので、両計画に関わることであるので記載しました。第2回についても、内容がアンケート調査の意見でしたので両計画に関わることでした。平成26年度第3、4、5、6回策定委員会は障がい福祉計画の内容でしたので割愛致しました。その後、平成27年5月11日の第7回策定委員会から障害者計画の策定に入りましたので、それ以降は記載しております。障害者計画の部分だけを記載しているため、このような形になっております。

委員 わかりました。障がい者計画そのものの議題がなかったから記載していないとの

ことですが、私は、内容欄に障がい福祉計画についてと一行書くだけでもいいので、開催した委員会は全て記載するのがいいと思います。

委員長 ありがとうございます。担当課長が欠席の際の対応につきましては、次回以降市の方でご検討頂ければと思います。庁内組織につきましては、計画案の中では59ページの「(2) 推進体制の確立」に関連すると思います。ここに明記して下さいとは申しませんが、「障がい」をひらがな表記に統一するという問題と併せて市にご検討頂きたいと思います。開催した策定委員会は、全て記載した方が他の人にもわかりやすいと思いますので、ご検討頂ければと思います。

事務局 いただきましたご意見につきましては検討させていただいて、出来る範囲で反映させていきたいと思います。

委員 先の要望に関連してですが、資料1の前回の会議録の2, 3ページに渡って「推進体制の確立」のやりとりがあります。計画のチェックは、自立支援協議会で評価するという事は前回も出ていますが、実際は出来ません。自立支援協議会は生活部会と就労部会に分かれており、全体部会があったときも、個々の問題の取り組みで精一杯で、全体の進行管理は、役割としてはあっても、能力的に出来ませんでした。このような状況であるのに、同じように進行管理の体制に自立支援協議会を加えても実行は難しいと思います。前はそれをどうするかと聞きました。私は行政の検討委員会だけで進行管理すると偏りが出ると思うので、そこに市民や当事者が入った方がいいと思います。名称はどうか分かりませんが一つしっかりやった方がいいと思っています。前回意見を出した時に、事務局は意見を参考にして確実に進めていくと言っていました。前の素案を持ってこなかったのが、今回の計画案で変更されているのかは分かりませんが、素案と同じ様に自立支援協議会に任せるといことと、実際にどこまで出来るのか非常に疑問です。自立支援協議会をてこ入れしてもらいたいのですが、協議会には事業者など色々入っているので、そう何度も開けません。進行管理をするには担当の課に来てもらって話を聞かなければならないことも出てくるので、実際は難しいと思います。自立支援協議会が進行管理を行うのはいいのですが、それ以外の人や行政にも入ってもらわないと、実現出来ない可能性が高いと思います。計画案を見る限り、本当に考えて頂いたのか疑問です。

委員長 59ページの内容を、前回と比較して頂きたい。

事務局 まず、推進・進行管理については、計画した事業の実施状況を担当課が管理し、それを社会福祉課が集約した上で自立支援協議会に報告してご意見を伺い、その中で、十分でない部分についてはもっと力を入れてやって頂くよう、社会福祉課から担当課に伝えるという形を考えています。

委員 それはわかります。ただ、計画事業は関わる課が多いので、各課から集約した進捗内容を自立支援協議会の部会の人へ振り分けてチェックするというのは、不可能ではないかも知れませんが、なにせ項目が多いので責任を持って行えるか不安です。何年前かに、障がい者計画ではなかったが計画を立てた時、進行管理を行う委員会を設けて、全ての担当課を呼んで行ったことはありますが、本当に精力的に開

催しないと出来ませんでした。自立支援協議会は範囲が広いので、何度も開けない部分もあります。計画案に書いてあっても実際に出来るのかなと思います。ちなみに前は全くやっておりません。

事務局 今のお話しですと、担当課に意見を聞いたり、説明してもらったりする必要があるとのことでしたので、例えば進行管理の状況を一覧表にして自立支援協議会に見て頂き、説明がほしい部分等をご指摘頂きそれについて担当課に説明を求めるといった形はいかがでしょうか。

委員 それは可能だと思いますが、一年に一回の定例会をすとして、それで済むのか、自立支援協議会の能力的に全てを受け付けられるのか疑問です。

委員長 計画を立ててもしっかりと推進しなければ絵に描いた餅になってしまいます。PDCA サイクルに基づいて本当に進行管理をやっていくのでしたら、推進体制については、表記はこのままとしても、具体的には、庁内の関係部署との組織的な連携をしっかりとっていただきたいと思います。

事務局 まだどのような体制になるかはわかりませんが、進行管理をしていく中で、事務局が疑問に思った点は担当部署に説明を求めるとして、計画がしっかり進んでいくようにしていきたいと考えます。

委員長 よろしくお願ひします。他にご意見等はありますか。

委員 細かいことですが、25 ページの【相談支援】について、最初の項目に「今後、相談件数等の状況を踏まえ、必要に応じて委託事業所の充実を図ります。」とあります。これは、既存の委託事業所の内容を充実するというのでしょうか、それとも委託事業所を増やすということでしょうか。充実とは具体的にどういう意味でしょうか。

事務局 内容と数、両方の充実について、その時々状況に応じて対応させて頂きたいと思ひます。

委員 では、数を増やすことも含まれるのですね。

事務局 そうです。一カ所に相談件数が集中して対処しきれなくなってしまうと問題ですので、このように書かせて頂きました。

委員 37 ページの①の4 番目「地域生活支援拠点の整備」ですが、「人材の確保・養成等」もやっていただけるのですね。

事務局 地域生活支援拠点については、国が示している内容を記載しました。国からは、一度に全てを行うことが難しければ、面的整備でも良いとされていますので、順次増やしていくということもあると思ひます。

委員 事業所では人材の確保・養成が一番大事ですが、ここにお金をかけられるほどの支援金をもらっていません。今の人材の給料も本当に低い。人材の質と給料の額はある程度比例します。行政が人材の確保をしっかりやってくれるなら、事業所はとも安定します。凄く難しいと思ひのですが、記載したからには本当にやって頂けるのですね。

事務局 先ほどお話ししたように、地域生活支援拠点については、国が示したものを記載しました。私も初めて読んだ時はよくわかりませんでした。何度も読みまして、地

域生活支援拠点が研修などを行う人材育成の施設になると思っているところです。  
委員 余計なことですが、国はそう言うなら財源措置をするんでしょうね。やってくれないとしょうがないのですが。

次に、45 ページ①の4項目「一般就労の支援」に、「就労支援員を設置し、一般就労に向けた職場実習や体験の機会を提供します。」とあります。現状では、利用者が希望する職種での実習や体験がありませんので、これをやってもらうことは必要です。ただ、現在の就労支援員は週3回の非常勤ですが、これではとても出来ないと思います。就労支援員をちゃんとした常勤として雇うと解釈してもいいですか。

事務局 そこはまだ難しいと思います。当計画は10年間の期間がありますので、その中でどのように行っていくかが、これからの課題だと思っています。

委員 就労支援員を「設置し」と書かれていますが、現在も設置しているのですから、もう少し発展させられませんか。今は1人の支援員が週3回勤めていますが、これではそんなに多くのことは出来ないと感じます。46 ページにある就労支援体制のイメージでは、全ての就労支援を市の就労支援員が仲介している形になっていますが、実際はほぼ出来ていません。ここまで書くのでしたら、就労支援員も含めた支援機関をきっちり設置しないときついと思います。今の体制ではこのイメージ図の様に全てをやって頂くのは無理だと思います。利用者の就労は市を通しますので、「(就労支援員)」という記載がなければ現状に即していいのですが。

次に、53 ページ①の5項目「循環バスの充実」に「交通弱者の日常生活における移動手段を確保するため」とありますが、実際は役所の機関をメインに回っているため日曜日などの休日は運休しており、日常生活の移動手段の確保になっていません。これは福祉課ではなく企画政策課の問題ですが、この点は全て組み直してもらわないと、肝心な時に使えないということが今もあります。担当の課ではないのでわからないかも知れませんが、循環バスは昔ほどの規制もなくなり、もっと自由に走れるはずですので、もっと日常生活の利便性をメインに考えて運行してもいいと思います。あとは、京成バスとの契約をどうするか。こういった点をもう少し考えられませんか。

事務局 循環バスについては、全ての要望が通るかはわかりませんが、例えば休日運行などについては、日曜日に空いている施設へ行きたい方もいらっしゃると思いますので企画政策課に話してみたいと思います。

委員長 ありがとうございます。他に何かご意見等ありますか。おそらく本日が最後の機会となります。色々なご意見をいただいておりますが、この計画を元に担当各課は具体的・積極的に予算負担も含めて対応して頂きたいと思います。

委員 「相談支援体制の充実」に関しまして、先ほど状況によっては委託の事業所を増やすということでした。また、30 ページには、①の3項目に「基幹相談支援センターの設置」とありますが、一般相談の委託事業所と基幹相談支援センターは内容としてとても似ていると思います。人材の配置や相談件数の振り分けについて、誰がどのように判断し運営していくのですか。次に、37 ページ①の4項目「地域生

活支援拠点の整備」の内容は、国が示す文言を記載しているようですが、そこは、地域によって幅広い内容があってもいいはずです。例えば緊急時の受け入れ・対応が無いところがあってもいいと思います。こういった実態としての中身の整備は誰がどのように決めていくのですか。施設の建設についても、費用は2億、3億の話だと思いますが、どのような要件で行うのですか。例えば事業者が勝手に地域生活支援拠点だと言って建設していいのか、市が方針を示して建設の取っ掛かりをつけるのか、自立支援協議会等で協議して検討委員会等を設けて行うのか。なんらかの指針があった方がいいのではないのでしょうか。

事務局 まず、相談支援体制に関しましては、基幹相談支援センターは、保健福祉士等の専門職の方を常駐させる形になると思います。何よりもまだ計画の中に位置付けているだけで、具体的な内容については検討の段階にも入っておりませんので、今後検討しながら進めていくこととなります。また、地域生活支援拠点の進め方については、国が示すと言っていますが、今のところ表立った動きがありませんので、国の動きも注視しながら、どのようにしていくかを考えていくことになると思います。回答になっておらず申し訳ありません。

委員 基幹相談と一般相談では少し毛並みが違うと思います。基幹相談センターを設置すると一般相談の件数は減ると思いますが、だからといって一般相談の事業所の数や委託費、相談員を減らすとなってしまうと、市全体として偏ると思います。基幹相談に相談員が3人いても、一般相談が2人から1人になってしまったら基幹相談の本来の役割が出来なくなってしまいます。特に保健師さん等を相談員に加えるとすると、専門領域に限られるので、対応できない相談が増えてきます。包括的に見て、こちらを増やしてあちらを減らすというのではなく、それぞれの相談場所について何人必要ということが記載されると良かったのですが、計画案では両方が一緒くたになっている感じがします。委託業者としては人員を減らされるとかなり苦しいと思います。事業計画ということでないのですが、それぞれに数値的な目標がほしかったと思います。

事務局 今の段階では、どのように運営していくかははっきり申し上げられない部分がございますが、計画を実施していきながら市の相談所として機能していくようにしたいと思います。一般相談は相談者の最初の窓口として必要でありますし、基幹相談支援センターのような専門的な相談を受ける場所も必要になっていくと思います。両方のバランスを検討しながら事業を実施していく形になると思います。

委員長 すでに第4期障がい福祉計画は動いており、来年度から2年目に入ります。障がい者計画案の内容やいただいたご意見は、障がい福祉計画の方で検討して具体的に反映させていくのだと思います。また、障がい福祉計画は、この4月から第5期の作成段階に入りますので、その際にこの障がい者計画案をどう具体化していくかというのが大きな内容となると思います。

委員 25 ページの「①相談支援体制の充実」に概要とありますが、ここに相談支援のあり方について検討しながらやっていくという主旨を記載すれば、先ほどの各相談所についての不安も多少は解消されるのではないのでしょうか。相談所のあり方と

しては、どの需要にも応じられるように色々なものがある方がいいです。

委員長 25 ページの文言の追加について検討して頂けますか。

事務局 記載内容についてはこの形のままで進させていただきたいと考えています。相談所のあり方については、検討しながら進めていくことになると思いますが、そのところは内部で検討させて頂くということをお願いします。

委員 相談支援のあり方は、「充実を図ります」とは書いてありますが、どんなことがあり、どんな人がうまくいくかということを考えて体制を作りますということを書けばいいと思います。

事務局 大きな意味で体制の充実を図りますということを書かせて頂いておりますので、文言はこのままにさせて頂きますが、障がいを持っている方が白石市では増加傾向にありますから、その方達が後ろ向きにならないように、相談につきましても、誰でも相談できる体制というのが必要だと思っております。相談所の数値についても、今後どう動いていくかわからないために具体的に明記できていない点はお指摘の通りです。先が見えにくい時代に突入しているようなところもありますので、このままの記載をお願いします。

委員 このままでということであれば、相談支援のあり方を検討する際には、行政だけで行わず外部の意見も入れて頂きたいのですが、難しいですか。現在市の委託を頂いていますが、5年間で2000万円近くの赤字です。委託費が2人分出ていないのに、5人ともフル稼働でその上市の健康相談もしています。この状況でさらに仕事が増えると大変です。仮に市が他の事業所に委託を出したとしても、委託された側はやらなければならないので、止めたくても止められません。年間で400万の赤字です。もう1カ所委託をしたら800万の赤字です。まさに福祉職員のザ・善意に任せてお金は安くという象徴だと思います。できれば、どのように職員配置を行うかや、どういう機関がやるかを含めてもいいですが、委託費や事業所の数については、市が単独で決めるのではなく、外部の意見を組み入れる機会を作る旨を記載することは難しいですか。それが出来るとだいぶ違うと思うのですが。

事務局 確かに行政の方で一方的に決めるというのはおかしいですから、自立支援協議会に諮ってその意見を反映させていくということも一つのやり方になると思います。今後、検討の方法をどのようにするかということも合わせて課題と捉えて実施していきたいと考えています。

委員長 相談体制の充実の具体的な中身については、今のやりとりにあった形が検討されると理解してよろしいでしょうか。

事務局 市側が一方的に考えるのではなく、皆様からご意見を聞くことが必要だと思えます。どこから意見を聞くのかという部分では、今の段階では、自立支援協議会で伺うのが一番適切であろうと考えています。進行管理をして頂くのに加えて、今後の実施内容についても報告しご意見を頂くことが必要になってくると思います。

委員長 以上の回答でよろしいですか。

委員 委員の一人として、自立支援協議会も、もっと自立性を持つようにしていきたいと思えます。

- 委員長 それ以外に何かありますか。
- 委員 30 ページの「①相談体制の充実」の具体的な内容について、体制的なハード面は先ほど伺ったのですが、ソフト面として、「②障がい者ケアマネジメント体制の構築・確立」の2項目「ケアマネジメント体制の確立」では、相談支援業務を新規に委託するとあります。これは障がい者をケアマネジメントする人材の育成を委託するということですか。
- 委員長 計画案を読む範囲では、ケアマネジャーの育成の部分は入っていない気がします。会議の冒頭で、近々法律が更改によって変わるといいましたが、主任ケアマネジャーを本来の資格として入れるそうです。
- 委員 高齢者の主任ケアマネジャーですか。
- 委員長 同じ形を障がい者の方にも入れます。そしてその主任ケアマネジャーを支援していく仕組みを目指すということです。
- 委員 障がい者ケアマネジメントのプランニングはきちんとありますか。
- 委員長 はい。
- 委員 現在策定する方もいらっしゃいますか。
- 委員長 います。
- 委員 ケアマネジャーをさらにもっと育成するということですか。
- 委員長 そこは、育成まで含めて解釈していいのでしょうか。
- 委員 充実すると言っても、人をしっかり育成する仕組みが無いと、いくら体制がよくてもだめです。そこをきっちりしようとしているのかがわかりません。それと、土日夜間を含めた相談支援業務を事業所へ委託するとありますが、これについてはどういうことなのでしょう。
- 委員 私はそこを見落としていたのですが、新規で委託するとありますね。もう一ヶ所どこか他の事業所に委託するのでしょうか。また、上の項目の「障がい者ケアマネジメント担当者の育成」には、「専門員を雇用する相談事業所への支援等に努めます」とありますが、この支援とは何を意味するのかわかりません。継続事業とのことですが、どんな支援か思い当たりません。
- 事務局 上の項目の「障がい者ケアマネジメント担当者の育成」については、相談支援事業所に対して研修等の情報を提供する等の支援を継続するという意味です。下の項目「ケアマネジメント体制の確立」については、すでに障がい者に対する一般相談は、委託しておりますので、実施区分が「新規」となっていますのは「継続」の誤りです。土曜日は隔週で委託しており、夜間は電話等を受けていると聞いています。計画書を作成していた当初、実施区分は、前の計画の期間中に始めた事業で計画書に載っていないものは新規としていましたが、途中から今回新たに載せるもののみを新規とすると変更したので、その変更漏れだと思えます。申し訳ございません。ご指摘頂きありがとうございます。
- 委員長 では、「新規」を「継続」に訂正するということですね。
- それ以外のご意見はありますか。繰り返しになりますが、本日がこの計画についての意見を伺う最終の機会です。計画に取り入れられなかったとしても、こ

- んな意見が出たということが、委員会の役割としても大事だと思います。
- 委員 先ほどの「ケアマネジメント体制の確立」は、在宅障がい者に対するものですね。実際には在宅障がい者に対するケアマネジメントの計画・相談はどれくらいやっているのですか。事業所に通っている人は大体わかりますが。
- 事務局 こども発達センターに来ている方は、セルフプランの方が多いので、センターの職員が相談に乗ったりしていくと思います。
- 委員 それは在宅なのですね。大人で在宅のケアマネジメントを受けている人はどの位いるのですか。
- 事務局 市ではなく、相談事業所で相談して頂いてサービス利用計画を作成して頂いています。
- 委員 その中で在宅はどの位あるのですか。
- 事務局 情報は来ているのかも知れませんが、本日は把握しておらずこの場ではご回答が難しいです。
- 委員 在宅の人のケアマネジメントは少ないです。事業所の人ほとんど通所しないために、在宅と同じような感じになることはあるかも知れませんが。在宅の人のケアマネジメントという訪問支援とかになるのでしょうかけれども、それをちゃんとやるというならば、新規というか新しい視点があると思います。
- 委員 一般相談はほとんど在宅の方です。
- 委員 計画相談をしているのですか。
- 委員 完全な在宅の方には計画を作れません。
- 委員 それをやっけていこうということではないでしょうか。
- 委員 この記載では、一般相談で在宅の方に対応するのか一般相談で在宅の方にも計画相談を作れるようにするのか、どちらのことが分かりませんでした。
- 委員 29 ページにケアマネジメント（サービス利用計画の作成）とあるので、在宅の方にも訪問支援等を利用できるようにしようという考え方があるのなら、新規だと思います。
- 委員 この計画では、一般相談と計画相談が混ざっているようですね。
- 委員 そうでなんです。今まで在宅の方に対してはケアマネジメントとは言いませんでした。本当は、在宅の方にも必要ではあります。
- 委員 在宅の方の所へ行って、ケアプランをかけて在宅から出ていけるという形は必要ですね。
- 事務局 ケアマネジメント体制の確立については、もう一度検討しまして結果を委員長さんと相談し、訂正する等させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。
- 委員長 表記も含めて、市の方で検討され調整するということでもよろしいですか。今、ケアマネジメントや相談のあり方について色々出ていますが、こうやって庁内も含めて色々論議することが、進行管理だと思います。
- 委員 29 ページの「課題」のところからごちゃごちゃになっています。「相談支援事業者への委託等による障がい者ケアマネジメント」とありますが、委託先の事業者はサービス利用計画の作成はしません。委託事業者によって「ケアマネジメントのでき

る人材の確保」としている部分が既におかしいです。委託事業者はケアプランを作  
りませんので、一般相談として相談体制を充実することと、ケアプランを作る人を  
増やしたいということであれば、委託ではなく事業者に指定をとってもらって参  
入させるしかありません。30 ページ②の1項目にある、「相談支援事業所への支援  
等」には研修案内がありますが、一般相談には研修案内をしてもいいと思いますが、  
指定相談のところに研修案内をしても、指定をとってなければケアプランは書け  
ません。この欄は2段ではなく、4段位にして一般相談、計画相談、事業所で分け  
て書いた方がいいと思います。

委員 そういうのは他の人にはほとんどわからないんですよ。

委員 細かいところなので。

委員長 そこはこれから整理するということで、29 ページの課題にある「相談支援事業者  
への委託」の委託というのはどの部分なのか、一般相談を指しての説明だとは思  
いますが、この書き方だとケアプラン、サービス利用計画を作るところも委託するよ  
うにも取れるので、整理していただくのがよろしいかと思います。

事務局 ありがとうございます。整理致しまして、この文言について修正をかける部分につ  
いては修正させていただきたいと考えます。

委員長 そろそろよろしいでしょうか。以上をもちまして、議題（3）につきましては終了  
させていただきます。いただいたご意見等については、事務局の方と出来るだけ整  
理させていただいて、次回報告させていただければと思います。

### **（3）その他**

#### **・ 事務局より、資料3について説明があった。**

委員長 ただいま事務局の方から最終の委員会のスケジュールについて説明がありました  
けれども、よろしいですか。次回が最後になりますので、是非ご出席の方よろしく  
お願い致します。何かご意見等ありますか。ないようでしたら、第11回委員会を  
終了させていただきます。本当に色々ありがとうございました。

### **◇ 閉 会**

#### **・ 事務局より閉会が宣言された。**

以上